

## 津山市加茂町森林分

名 称	交 付 年 月 日	金 額
平成 20 年度造林補助金	H20.3.11	4,083,039
平成 20 年度森林整備地域活動支援事業	H20.8.4	401,750

## 西粟倉村森林分

名 称	交 付 年 月 日	金 額
平成 20 年度造林補助金	H20.9.19	217,681
平成 20 年度森林保全再生事業	H20.9.19	394,774
平成 20 年度森林保全再生事業	H.21.3.30	413,033
平成 20 年度造林補助金（作業道）	H.21.3.30	1,314,440
平成 20 年度造林補助金	H21.3.30	1,014,593
平成 20 年度森林整備地域活動支援事業	H20.10.31	131,400

## 有田川町清水森林

名 称	交 付 年 月 日	金 額
平成 20 年度森林整備地域活動支援事業	H20.5.13	262,900

前田林業(株)

## 補助金の交付決定及び額の確定通知書

平成20年3月3日 付けで申請の平成19年度4-四半期の造林事業補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第5条第1項及び第14条の規定により下記により交付することに決定し、あわせて確定したので、同規則第7条及び第14条の規定により通知する。

平成20年3月11日

岡山県美作県民局長 杉山 誠



記

1. 補助金の交付決定及び確定額 金 4,083,039 円也

(内訳は、別紙造林事業補助金明細書のとおり)

2. 事業主体は、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)及び岡山県造林事業補助金交付要綱(昭和48年7月23日付け治第867号)に従わなければならない。
3. 事業主体は、次の各号における措置をとらなければならない。
  - (1) 人工植栽による当該施行地をすみやかに期間10箇年以上の森林保険等に加入すること。  
また、間伐事業施行地については、概ね3箇年間の森林保険等に加入するよう努めること。
  - (2) 当該植栽につき、植栽後5箇年間毎年1回以上の下刈手入れ及び補植を行うこと。  
また、成林に必要な保育管理に努めること。
  - (3) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(ア)に掲げる行為又は当該作業路に係る造林計画期間内に(イ)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - (ア) 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及び(4)において同じ。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。
  - (イ) 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業路、育成複層林作業路、機能増進保育作業路、森林空間作業路、絆の森作業路、高性能林業機械作業路、特定林地改良作業路、衛生伐作業路、特定間伐作業路、長期育成循環作業路及び居住地森林作業路(以下「単層林作業路等」という。)の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

申請者	高野 市町 林業支援(申請書)	補助事業区分
申請者住所	連山町	鹿嶋公益基金助成事業(103補助)

平成19年度(第4回半期)繰越 造林事業補助金の明細書

申請番号	校番	施行箇所(樹種名)		(事業上位)	事業区分	造林種類	樹種	面積 (延尺) t.a.m	植栽本数 (株行本架数) 本,円	後分率 %	補助率 %	採択事項		決定額 円	補助金額 円	うち国庫補助金 円	備考
		大字名	小字名									採択率	決定率				
10011		加茂町下連山園地	1024-外	(前田林業(株)) AWARDNUMBER-10	機能促進型	抜き盛り 掘削:有 掘削:2	大平	18.14			40	313,800	10,207,199	4,683,089	3,068,279		前山林業園
区				行旅	面積	本架		延長	両所				決定額	補助額			国庫補助金
百山町園地補助				0	0.80	0		0	0					0	0	0	
青森県園地補助				0	0.00	0		0	0					0	0	0	
その他の補助				1	28.19	0		0	1				10,207,199	4,083,089	3,068,279		
合				1	28.19	0		0	1				10,207,199	4,683,089	3,068,279		



津山市指令農森第50号  
平成20年 8月 4日

前田林業株式会社  
代表取締役 前田 繁治 様

平成20年8月4日付けで申請のあった森林整備地域活動支援交付金事業交付金（加茂町下津川地区）については、次の条件を付して交付します。

津山市長 桑 山 博



記

交付金額 401,750円

(条件)

1. この交付金交付決定にかかる事業が終了したときは、速やかに次の書類を提出すること。
  - (1) 事業実績報告書
  - (2) 決算書
  - (3) その他指示した書類
2. 津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）を遵守すること。

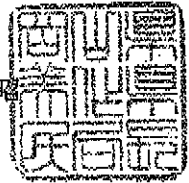
前田林業(株)

## 補助金の交付決定及び額の確定通知書

平成20年5月28日 付けで申請の平成20年度1-4半期の造林事業補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第5条第1項及び第14条の規定により下記により交付することに決定し、あわせて確定したので、同規則第7条及び第14条の規定により通知する。

平成20年9月19日

岡山県美作県民局長 吉岡 政昭



記

1. 補助金の交付決定及び確定額 金 217,681 円也

(内訳は、別紙造林事業補助金明細書のとおり)

- 2 事業主体は、この補助金に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号)、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。)、森林環境保全整備事業実施要領の運用について(平成14年12月26日付け14林整整第580号)、長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通達)、緊急間伐推進団地における間伐の実施について(平成17年3月25日付け16林野基第959号)及び里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け17林整整第1019号)、里山エリア再生交付金実施要領(平成18年3月31日付け17林整整第1020号。)、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)、岡山県造林事業補助金交付要綱(昭和48年7月23日付け治第867号)及び岡山県造林事業実施要領(平成19年4月2日 付け治第53号)に従わなければならない。

- 3 事業主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管すること。  
ただし、当該補助事業により設置した施設等であって、別表1の転用制限基準欄に掲げる転用等制限基準(以下「転用等制限期間」という。)を経過しないもの及び当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産について大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。)を経過しないものについては、当該施設及び当該財産の取得事業名、取得価格、補助金、取得時期並びに転用又は処分制限期間、処分状況、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、必要な関係書類を整理保管すること。

平成20年度造林事業内訳表

438

217,681

区分	事業主体	事業名	半期	補助村	日付	施行面積(ha)	作業経路長(m)	施行箇所	施行巻数	区	分	補助金額	備考
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
38	初田村(株)	森林管理研修事業	1-4	初田村		3.020		1	1			544,204	
				西原村		3.020		1	1			544,204	
				合計		3.020		1	1			544,204	
												217,681	

補助金額が大きい。

単位：円

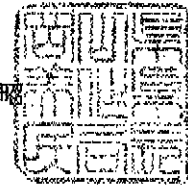
前田林業株式会社

## 補助金の交付決定及び額の確定通知書

平成20年5月28日 付けで申請の平成20年度1-4半期の森林保全再生事業補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第5条第1項及び第14条の規定により下記により交付することに決定し、あわせて確定したので、同規則第7条並びに第14条の規定により通知する。

平成20年9月19日

岡山県美作県民局長 吉岡 政昭



記

1. 補助金の交付決定及び確定額 金 394,774 円也

(内訳は、別紙補助金明細書のとおり)

2. 事業主体は、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)及び岡山県森林保全再生事業補助金交付要綱(平成16年5月18日付け治第127号)に従わなければならない。
3. 事業主体は、次の各号における措置をとらなければならない。
  - (1) 事業施行地については、概ね8箇年間の森林保険等に参加するよう努めること。
  - (2) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、または賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
4. 事業主体は補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管すること。
5. 補助金の交付に係る代理受領者は、代理受領した補助金の支払いを明らかにした書類を当該補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管すること。
6. 補助金の代理受領者は、受領した補助金をすみやかに事業主体に支払うとともに、当該補助金の交付条件を通知すること。
7. 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式7号により該当の補助金の交付決定及び額の確定通知書番号等を速やかに知事に報告するとともに知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額等に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。

補助金額は整数です。

合計	4,190			3	2					896,935	394,774			
	新行面積(㎡)	作業経路長(m)	新行箇所	新行者数						査定事業費	補助金額(円)	計	備考	

平成20年度森林保全再生事業内訳表

394,774

33

起業	起業番号	事業主体	事業名	市町村	旧市町村	新行面積(㎡)	作業経路長(m)	新行箇所	新行者数	区分	査定事業費	補助金額(円)	計	備考
3	第-1	前田林業株式会社	森林保全再生事業	西条市		1,540		2	1	森林機能強化 4~7割除	405,790	162,816	162,816	
3	第-1	前田林業株式会社	森林保全再生事業	西条市		2,650		1	1	森林機能強化 8, 9割除	681,145	232,458	232,458	





前田林業株式会社

## 補助金の交付決定及び額の確定通知書

平成21年1月26日 付で申請の 平成 20 年度 4 - 四 半期の森林保全再生事業補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第5条第1項及び第14条の規定により下前により交付することに決定し、あわせて確定したので、同規則第7条並びに第14条の規定により通知する。

平成21年3月30日

岡山県美作県民局長 吉岡 政隆



記

1. 補助金の交付決定及び確定額 金 413,033 円也

(内訳は、別紙補助金明細書のとおり)

2. 事業主体は、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)及び岡山県森林保全再生事業補助金交付要綱(平成16年5月18日付け治第127号)に従わなければならない。
3. 事業主体は、次の各号における措置をとらなければならない。
  - (1) 事業施行地については、概ね3箇年間の森林保険等に参加するよう努めること。
  - (2) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、または賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
4. 事業主体は補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管すること。
5. 補助金の交付に係る代理受領者は、代理受領した補助金の支払いを明らかにした書類を当該補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管すること。
6. 補助金の代理受領者は、受領した補助金をすみやかに事業主体に支払うとともに、当該補助金の交付条件を通知すること。
7. 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式7号により該当の補助金の交付決定及び額の確定通知書番号等を速やかに知事に報告するとともに知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額等に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。

補助金額記載です。

単位：円

施行面積(㎡)	材積 (m3)	作業経路長(m)	施行箇所	施行者数	資材調達費	補助金額(円)	計	備考
4,810	450.00		3	3	883,288	413,033	413,033	
合計								

平成20年度森林保全再生事業内訳表

43 413-033

区分	事業主体	事業名	市町村	旧市町村	施行面積(㎡)	材積 (m3)	作業経路長(m)	施行箇所	施行者数	区分			計	備考		
										森林機能強化	森林機能強化	森林機能強化				
43 第-6	前田林業株式会社	森林保全再生事業	西栗倉町	西栗倉町	0,880			1	1	1	森林機能強化	森林機能強化	森林機能強化	4~7 新設	94,547	
43 第-6	前田林業株式会社	森林保全再生事業	西栗倉町	西栗倉町	0,450			1	1	1	森林機能強化	森林機能強化	森林機能強化	8, 9 新設	40,086	
43 第-6	前田林業株式会社	森林保全再生事業	西栗倉町	西栗倉町	3,480	450.00		1	1	1	森林機能強化	森林機能強化	森林機能強化	入付材撤出	278,400	

前田林業株式会社

## 補助金の交付決定及び額の確定通知書

平成21年3月6日 付けで申請の平成20年度4 - 四半期の造林事業補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第5条第1項及び第14条の規定により下記により交付することに決定し、あわせて確定したので、同規則第7条及び第14条の規定により通知する。

平成21年3月30日

岡山県美作県民局長 吉岡 政



記

1. 補助金の交付決定及び確定額 金 1,314,440 円也

(内訳は、別紙造林事業補助金明細書のとおり)

- 2 事業主体は、この補助金に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号)、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。)、森林環境保全整備事業実施要領の運用について(平成14年12月26日付け14林整整第580号)、長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通達)、緊急間伐推進団地における間伐の実施について(平成17年3月25日付け16林野基第959号)及び里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け17林整整第1019号)、里山エリア再生交付金実施要領(平成18年3月31日付け17林整整第1020号。)、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則56号)、岡山県造林事業補助金交付要綱(昭和48年7月23日付け治第867号)及び岡山県造林事業実施要領(平成19年4月2日 付け治第53号)に従わなければならない。
- 3 事業主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管すること。  
ただし、当該補助事業により設置した施設等であって、別表1の転用制限基準欄に掲げる転用等制限基準(以下「転用等制限期間」という。)を経過しないもの及び当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産について大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。)を経過しないものについては、当該施設及び当該財産の取得事業名、取得価格、補助金、取得時期並びに転用又は処分制限期間、処分状況、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、必要な関係書類を整理保管すること。



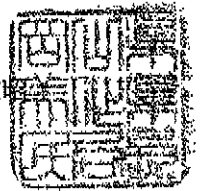
前田林業株式会社

## 補助金の交付決定及び額の確定通知書

平成21年3月6日 付けで申請の 平成 20 年度 4 - 四 半期の造林事業補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年 岡山県規則第56号)第5条第 1項及び第14条の規定により下記により交付することに決定し、あわせて確定したので、同規則第7条及び第14条の規定により通知する。

平成21年3月30日

岡山県美作県民局長 吉岡 政昭



記

1. 補助金の交付決定及び確定額 金 1,014,593 円也

(内訳は、別紙造林事業補助金明細書のとおり)

- 2 事業主体は、この補助金に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号)、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。)、森林環境保全整備事業実施要領の運用について(平成14年12月26日付け14林整整第580号)、長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通達)、緊急間伐推進団地における間伐の実施について(平成17年3月25日付け16林野基第959号)及び里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け17林整整第1019号)、里山エリア再生交付金実施要領(平成18年3月31日付け17林整整第1020号。)、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則56号)、岡山県造林事業補助金交付要綱(昭和48年7月23日付け治第867号)及び岡山県造林事業実施要領(平成19年4月2日 付け治第53号)に従わなければならない。
- 3 事業主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管すること。ただし、当該補助事業により設置した施設等であって、別表1の転用制限基準欄に掲げる転用等制限基準(以下「転用等制限期間」という。)を経過しないもの及び当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産について大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。)を経過しないものについては、当該施設及び当該財産の取得事業名、取得価格、補助金、取得時期並びに転用又は処分制限期間、処分状況、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、必要な関係書類を整理保管すること。

補助金は確定です。

単位：円

合計	積行面積(m <sup>2</sup> )	作業距離(m)	積行箇所	積行箇所	補助金額(円)	積計	積差
	6,610		2	2	1,014,593	1,014,593	
					2,538,485		

平成20年度造林事業内訳表

141 1,014,593

事業 番号	事業主体	半期	事業名	市町村	積行面積(m <sup>2</sup> )	作業距離(m)	積行箇所	積行箇所	区 分		補助金額(円)	積計	積差
									普通造林等	指定事業費			
141	前田林業株式会社	4-4	筑前国成森町常楽(産)	西原郡	0,630		1	1	普通造林等	367,553	146,941	146,941	
141	前田林業株式会社	4-4	筑前国成森町常楽(産)	西原郡	5,980		1	1	指定事業費	2,169,132	867,652	867,652	

西産建第139号

平成20年10月31日

前田林業株式会社

代表取締役 前田 繁治 殿

岡山県英田郡西栗倉村長 道上 正



平成20年度森林整備地域活動支援交付金の交付決定通知書

平成20年10月24日付で申請のあった平成20年度 森林整備地域活動支援交付金については、下記のとおり交付決定することとしたので通知します。

記

森林整備地域活動支援交付金の額

131,400円

別記第2号様式(第4条関係)

有清産第448-1号  
平成19年12月21日

前田林業株式会社

代表取締役 前田繁治 殿

有田川町長 中山正隆



平成19年度森林整備地域活動支援交付金事業交付金交付決定通知書

平成19年11月30日付けで申請のあった森林整備地域活動支援交付金事業交付金については、有田川町森林整備地域活動支援交付金事業交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 262,900 円

付記条件

1. 町長と締結した協定に違反しないこと。
2. 交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類等を交付金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
3. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに担当課に連絡のうえ、指示を受けること。